

北海道総合物流施策推進会議 設置要綱

(名称)

第1条 本推進会議は、「北海道総合物流施策推進会議」（以下「推進会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 「総合物流施策大綱(2017-2020)」(平成29年7月28日閣議決定)に基づき、北海道における物流に関する課題について、関係行政機関、産業界等が連携し、問題意識の共有化を図るとともに、これらの課題へ取り組むことにより、施策の企画立案からその具体化に至るまでの総合的な施策の推進を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 推進会議は、学識経験者及び経済・業界団体、関係する国の機関・地方公共団体により構成する。ただし、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。

(座長)

第4条 推進会議に座長を置くことができる。

(2) 座長は、推進会議を統括する。

(幹事会)

第5条 推進会議に幹事会を設置する。

(2) 幹事会は、推進会議構成機関から推薦された者をもって構成する。

(事務局)

第6条 推進会議に事務局を置く。

(2) 事務局は、構成員の協力のもと、推進会議の会務を処理する。

(3) 事務局は、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局により構成する。

(その他)

第7条 その他推進会議の運営等必要な事項は、推進会議において定める。

附則

1. この要綱は、平成9年9月17日から適用する。
2. 平成13年11月28日 改定
3. 平成18年 3月17日 改定
4. 平成22年 3月24日 改定
5. 平成26年 4月 1日 改定
6. 平成30年 3月27日 改定